

アミューあつぎ駐輪場の有料化について

1 駐輪場の概要

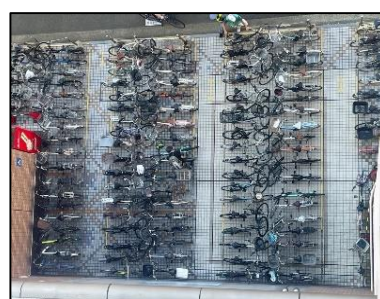
開場時間	午前 8 時 30 分から午前 0 時 30 分まで
収容台数	自転車 84 台、バイク 6 台（125cc 以下）
管理体制	「アミューあつぎ運営管理業務」において、午前 8 時から午後 10 時 30 分まで警備員を配置し、場内の整理や自転車の出し入れの補助を行っている。
管理経費	年間 約 8,000,000 円
利用料金	無料

2 現状と課題

- （1）駅に近く無料であるため、通勤、通学等、長時間目的外利用の駐輪が非常に多く、収容台数は 84 台としていますが、ピーク時は 150 台前後収容しており、利用者からは「駐輪できない」、「出しにくい」などの御意見をいただいています。
- （2）現在、建設が進められている複合施設の駐輪場は、受益者負担の観点から有料が予定されており、当該施設の無料駐輪場をそのまま存置した場合、利用者が更に増加することが予想されます。
- （3）受益者負担の観点から、他の有料駐輪場利用者との公平性について検討が必要です。
- （4）市有財産の有効活用について、検討が必要です。
- （5）警備員を配置し、場内の整理や自転車の出し入れの補助を行っていますが、屋外のため大変厳しい労働環境となっています。

【参考】駐輪台数調査（調査期間：令和 6 年 9 月 1 日から 9 月 30 日まで）※ピーク時：17 時

項目	台数	天気
ピーク時最多駐輪台数	174 台	晴
ピーク時最少駐輪台数	55 台	雨
ピーク時平均駐輪台数	131.9 台	—



3 改善の方法

自転車の前輪をロックして駐輪させる「電磁ロック式駐輪場システム」へ変更し、24 時間利用可能な無人駐輪場として管理、運営することで、過剰な駐輪や長時間目的外利用を抑制し、施設利用者が駐輪しやすい環境を整備します。

また、有料化により受益者負担の観点から、行政サービスの公平性が確保されるほか、市有財産の有効活用を図ることができます。

4 管理運営手法の考え方

受益者負担見直しに関する基本方針（公共施設附帯駐車場等編）において、管理運営方法は、指定管理者制度や貸付などがありますが、有料化に当たっては、各施設の現状や特性を十分考慮した上で、施設に合わせた最適な管理運営手法を選択することとしています。

手法	内容	管理運営
指定管理者制度	指定管理者が利用料金制により管理運営する。	指定管理者
貸付	一定条件を付して貸し付け、事業者が管理運営する。	事業者
直営（委託）	市が機器の維持管理等を業務委託により管理運営する。	市

5 管理運営手法の比較

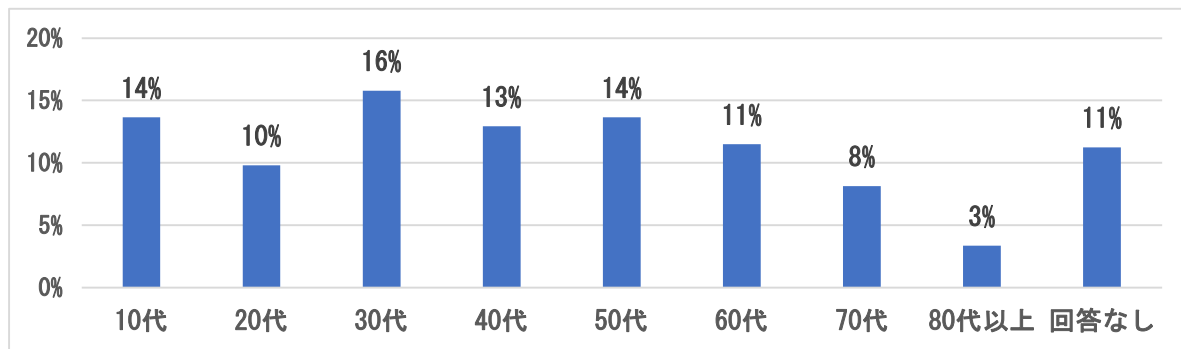
手法	内容
指定管理制度	・ 指定管理制度を採用する場合、駐輪場を公の施設として位置付けが必要 ・ 現在、アミューあつぎ運営管理業務の中で駐輪場も含め、管理、運営を委託しているため、駐輪場だけを切り離し、指定管理とすることは、施設の性質上、望ましくない。
貸付	・ 利用料金は、ほぼ事業者の収入となるが、機器の設置費用など初期投資が不要 ・ 機器の定期点検やメンテナンス、利用者からの問合せ、精算機等のトラブル対応等、サポート業務費用が不要 ・ 定期的な巡回業務等は、アミューあつぎ運営管理業務の中で対応が可能 ・ 設置後の運営コストは、直営（委託）より割安
直営（委託）	・ 利用料金は市の歳入となるが、機器の設置費用など初期投資が必要 ・ 機器の定期点検やメンテナンス、利用者からの問い合わせ、精算機等のトラブル対応等、サポート業務費用が必要 ・ 定期的な巡回業務等は、アミューあつぎ運営管理業務の中で対応が可能 ・ 設置後の運営コストは貸付より割高

6 館内アンケートの結果について

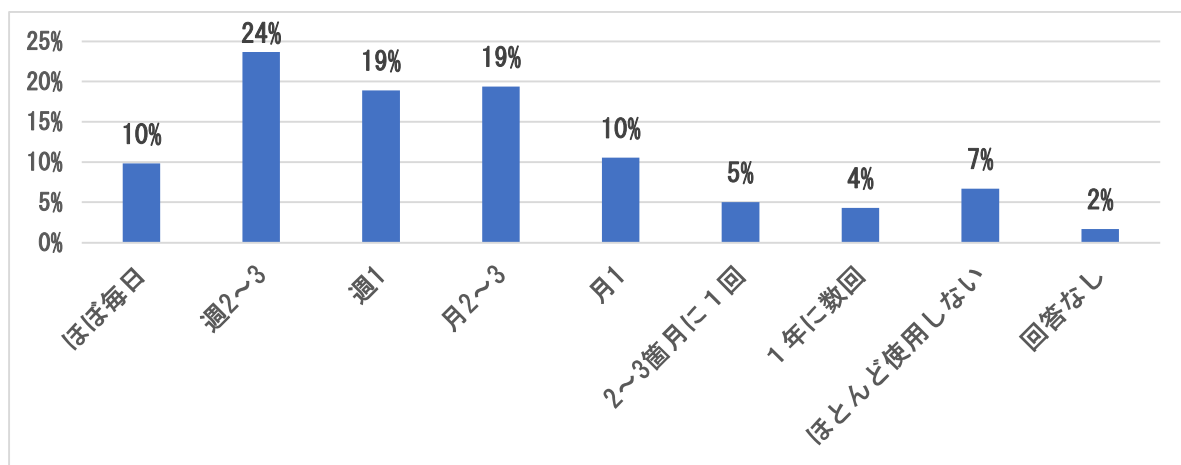
調査対象者 アミューあつぎ利用者
調査対象者数 600 人
調査方法 直接配布し回答又は電子申請システム回答
調査期間 令和 7 年 2 月 13 日（木）から 2 月 28 日（金）まで
回答人数 418 人（回答率 69.7%）

（1）全体（回答者 418 人）

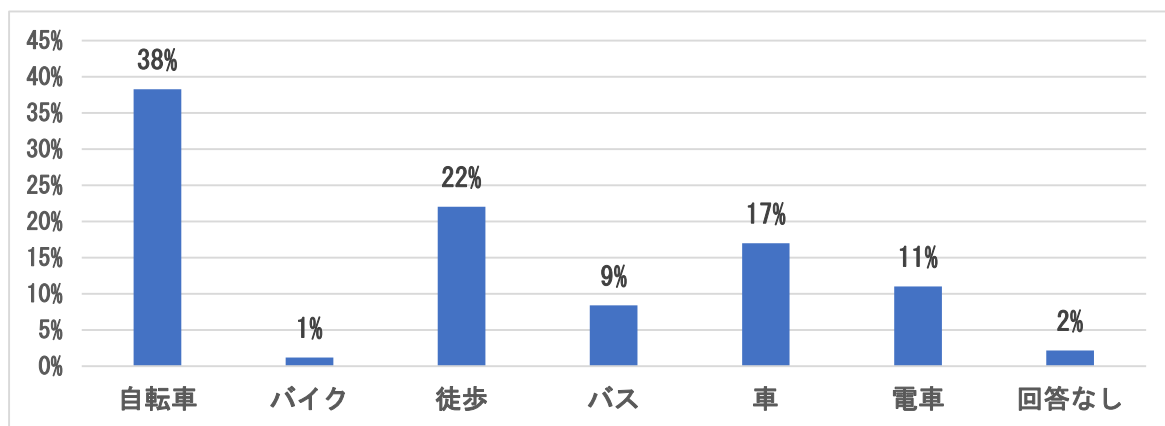
ア 年代



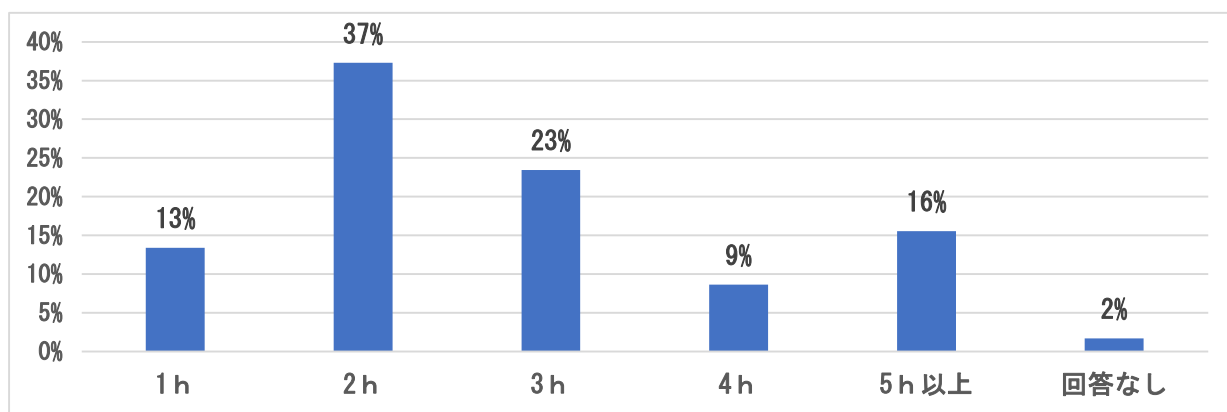
イ 使用頻度



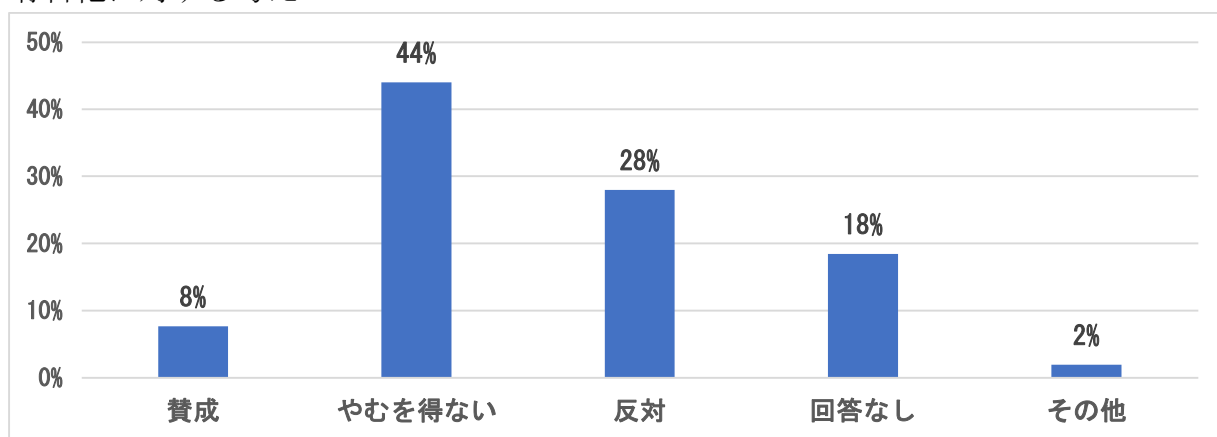
ウ 交通手段



エ 滞在時間



オ 有料化に対する考え



7 管理運営手法の選定と料金設定の考え方

(1) 管理運営手法の選定

各手法を比較し、設置からその後の運営費用の負担も少なく、総合的なメリットが大きいことから、管理運営手法は「貸付」を選定します。

(2) 事業者の選定手法

現在と同様に、定期的な巡回業務等は、アミューあつぎ運営管理業務の中で対応します。

運営については、事業者施設に貸し付け、事業者が運営を行い、収益の一部は市の収入とします。運営事業者は、公平・公正かつ透明性を確保するため、プロポーザル方式で決定します。

(3) 利用料金

プロポーザル方式の中で、近隣の駐輪場等の料金を参考に、民間業者への影響や長時間目的外利用の抑制などを総合的に判断し、決定します。

ア 無料時間及び料金体系については、プロポーザルの仕様書に、平均的な滞在時間、近隣の有料駐輪場の設定時間を考慮した提案を行うよう明記し、配点項目とした上で事業者を決定します。

イ 施設利用者に配慮し、施設利用者以外の駐輪を抑制するための料金体系の提案を求め、配点項目とします。

(参考) 近隣の駐輪場等の料金

No.	駐輪場	自転車料金	5 時間まで駐輪した場合の料金
1	A	2 時間まで無料 その後、5 時間毎に 1 5 0 円	1 5 0 円
2	B	2 時間まで無料 その後、2 4 時間毎に 1 0 0 円	1 0 0 円
3	C	1 時間まで無料 その後、8 時間毎に 1 3 0 円	1 3 0 円
4	D	2 時間まで無料 その後、6 時間毎に 2 2 0 円	2 2 0 円
5	E	1 0 時間ごとに 1 5 0 円	1 5 0 円

(4) 無料時間の設定

施設利用者の利便性を図るため、駐輪後、一定の無料時間を検討します。

(5) こどもゾーン（8 階）への配慮

アミューあつぎ 8 階にある子育て支援施設を利用する、お子様連れの利用者の利便性に配慮し、機械と機械の間隔を広く取った、自転車が乗り降りしやすい専用スペースを整備します。

(6) 利用時間

利用者の利便性向上及び市有財産の有効活用を図るため、24 時間利用できる駐輪場を整備します。

8 市民参加について

(1) 行政改革調査委員会（令和 7 年 2 月 14 日開催）

(2) 意見交換会（令和 7 年 2 月 25 日実施）

(3) パブリックコメント（令和 7 年 4 月 28 日から 5 月 28 日まで）

※このほか、アミューあつぎ駐輪場利用者アンケートを行った。

（令和 7 年 2 月 13 日から 2 月 28 日まで）

9 有料化の時期について

(1) 令和 7 年 12 月下旬（予定）

(2) 有料化に当たっては、3 箇月程度の十分な周知期間を経て、運用を開始します。

アミューあつぎ駐輪場の有料化に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

アミューあつぎの駐輪場は、有人管理の無料駐輪場として設置しておりますが、通勤、通学等、長時間目的外利用の駐輪が非常に多く、施設利用者から度々御意見をいただく現状であり、利用環境の改善が求められています。

また、令和7年1月に受益と負担の公平性を確保するため、受益者負担見直しに関する基本方針（公共施設附帯駐車場等編）が策定されたことを受け、適正な受益者負担に基づき駐輪場を運営する必要があります。

つきましては、駐輪場の適正利用を図るため、有料化をするにあたり、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

アミューあつぎ駐輪場の有料化について

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（4月15日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（4月28日から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

4 アミューあつぎ駐輪場の有料化についての閲覧及び配布

次に掲げる場所等で令和7年4月28日から令和7年5月28日まで閲覧を行います。

資料の配布を希望する場合は、生涯学習課（電話 046-225-2512）に連絡してください。

- (1) アミューあつぎ6階生涯学習課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) 子育て支援センター
- (8) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

5 意見等提出期間

令和7年4月28日（月）から令和7年5月28日（水）まで

※ 郵送の場合は、5月28日必着とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

- (2) 意見提出用紙を持参する。

ア アミューあつぎ6階 生涯学習課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱
に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

- (ア) 市役所本庁舎1階
- (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (エ) 保健福祉センター
- (オ) 中央図書館

- (3) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511

厚木市市民交流部生涯学習課生涯学習係宛て

- (4) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-225-3130

- (5) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 0350@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「駐輪場の有料化に対するパブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、アミューあつぎ駐輪場の有料化に当たっての参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。